

万治四年（一六六一）内裏公家町火災について

—専修大学図書館蔵『公規卿記』の記事から—

田中幸江

藤原北家閑院流、西園寺実兼（一二四九～一三三二）の男兼季（一二八一～一三三九）を祖とする菊亭（今出川）家は、「琵琶」を家業とし、朝儀においては高官を務める清華家の一つである。その蔵書は、一群のコレクション「菊亭文庫」として京都大学附属図書館に寄託されるほか、専修大学図書館にも所蔵されている。稿者は現在に至るまで、専修大学図書館蔵「菊亭文庫」について考究してきた。^{（注1）} その過程で、専修大学図書館に菊亭家第十四代当主今出川公規（一六三八～九七）の日記『公規卿記』の未確認の伝本が蔵されていることが判り、別稿においてその記事の一部を紹介した^{（注2）}ほか、基礎的研究を行った。^{（注3）}

本稿では、専修大学図書館蔵『公規卿記』（『萬治四年寛文二年等日次記録』一〇〇八（第七函一四二））に記された、近世前期「禁裏文庫」が罹災した万治四年（寛文元年。一六六一年）一月十五日の内裏公家町火災の記事を紹介する（【原文】の行取りは原本に従い、句読点は私に付した。■は判読不能の文字。（後略）以下は、すでに拙稿^{（注4）}において紹介した、この火災で焼失した「禁裏文庫」についての記載がある。【釈文】の（ ）内の注記は私に付した。）

【原文】

萬治四年辛 丑年

公規廿四才

正月小 御寿五十

(中略)

十五日丙寅天晴、昨日十六日之外弁一通、弁より被付候へと、留主故、今朝一通ノ

請文を書。日付ハ右府公へ談合申、昨日之日付ニスル也。書をはる時分

二条関白殿より火事出来。それより仙洞へ御見舞ニ可參と、ゑ

ほしを着し、道まで出るへきも、禁中へちかくなり候ゆへ、まつ禁中へ

參ル。内侍所も追付、清涼殿までかきのけ申て、さて主上ニは

八条殿へ先行幸。御輿へ神璽、宝劔、其外置、御産ノ御劔など

入ル。御こしはつねのいたこしの乗物也。内侍所を先へ御立候て、其

次に鳳輦。此ほうれんハ只から也。た、みせ物也。主上ハほうれんに

めさすして、鳳輦の隠に乗物にめし、八条殿まで先行幸なり。

御供の衆ハ、徳大寺右府公、花山院前右府公、同中将殿、其外公家

衆十四、五人ほどあり。あるひハかむり裳束、或ハ烏帽子、或ハ上下、

或ハ白衣也。禁中へハ火もうつらす、堅固なる故ニ又還幸也。

此内ニ御参間所に、箏四張、和琴一張有之候を、小倉宇相将も

被出候故、先下間文庫へ入也。扱主上ハ、殿上之後、諸大夫ノ間ニ

御座也。内侍所ノ御殿へ飛火来テ、内侍所より初二炎上。それより
 主上を守奉りて、右ノ通ニ常ノ御輿にめされ、内侍所ヲ先ニ
 立、白川照光院へ行幸也。下間、今日小番故、御供よりスクニ
 白川ニ宿ヲスル也。仙洞ニハ吉田へ御幸也。新院、女院ハ岩倉へ
 御幸也。女御御方ハ清■院殿へ御出也。禁中、院中不殘炎上、
 公家も大方火事ニあひ候也。焼く所ハ、禁中、同女御御方、新
 院御所、仙洞、女院殿も。公家衆ハ、二条関白殿火もと也。其外、
 九条殿、あの殿、廣橋殿、鷹司殿、九条太閤殿、西園寺殿、花
 山院殿、大炊御門殿、白川殿、西洞院殿、鷹司殿後室、中ノ御門
 殿、東坊城殿、廣橋弁殿、花町殿御やしき、一もん殿、飛鳥井殿、
 八条殿、川はた殿、清閑寺殿、わしのを殿、竹屋殿、やふ殿、中院殿、
 野宮殿、青蓮院殿、難波殿やしき、せいかんし一位殿、しやくせん院殿、
 しけのゐ殿、竹内殿、ひくち殿、土御門殿、大せう寺殿、久我殿、大覚寺殿、
 富小路殿、千種殿、三条西殿、持明院殿、妙法院殿、清水谷殿、柳原殿、
 園殿、桂殿、くしけ殿、庭田殿、聖護院殿、しやがう殿、大外記正親町殿、
 かんろし殿、はむろ殿、まての小路殿、中山殿、転法輪殿、三条殿やしき、
 今城殿、松木ひやうふ、はやみなかと、五條殿やしき、菊亭殿やしき、
 御室のさと、安禪寺、竹内殿、柳原殿、岩倉殿、転法輪左府殿、

正親町三条殿、大夫の御つほね、官務、四条殿、難波殿やしき、
仙洞御葉屋、はくひけん、愛宕殿、高倉殿、ようとく院殿、裏辻殿、
とさの御つほね、梨木町、不残。藪大納言殿、四辻殿やしき、梶井殿、
橋本殿、せいかんし殿、松木殿、四条殿やしき、姉小路殿、れんせん殿、
花園殿、中院殿やしき、速見越中山かたゑもんのせう、辻ほうき
の守上将監、七条殿、野宮殿やしき、六条殿、此外六七けんもしれず。
寺町通南八百万遍より八条殿町、東西二町、今出川通、東西三町、
此間、梅園殿女院ノ御長屋不残。とうのたん東西南北四丁四方、
右門常照院殿、くらはし殿、大かた此ふん也。

(後略)

【积文】

萬治四年辛 丑年

公規廿四才

正月小 御寿五十

(中略)

十五日丙寅天晴、昨日明ノ誤カ十六日の外弁一通、弁より付けられ候へど、留主ゆゑ、今朝一通の請文を書く。日付は右府公
(徳大寺公信)へ談合申し、昨日の日付にするなり。書き終はる時分、二条関白殿(光平邸)より火事出来す。それ
より仙洞(後水尾院)へ御見舞に参るべしと、烏帽子を着し、道まで出るべきも、禁中へ近くなり候ふゆゑ、先づ禁

中へ参る。内侍所も追付き、清凉殿まで掻き退き申して、さて主上（後西天皇）には八条殿へ先づ行幸す。御輿へ神璽、宝劔、その外置き、御産の御劔など入る。御輿は常の板輿の乗り物也。内侍所を先へ御立て候ひて、その次に鳳輦。この鳳輦はただ空なり。たゞみせ物なり。主上は鳳輦に召さずして、鳳輦の隠に乗物に召し、八条殿まで先づ行幸なり。御供の衆は、徳大寺右府公（公信）、花山院前右府公（定好）、中将殿（定誠）、その外公家衆十四、五人ほどあり。或いは冠裳束、或いは烏帽子、或いは上下、或いは白衣也。禁中へは火も移らず、堅固なるゆゑに、また還幸なり。この内に御三間所に、箏四張、和琴一張これあり候ふを、小倉宇相将（実起）も出だされ候ふゆゑ、先づ下間の文庫へ入るるなり。さて主上は、殿上の後、諸大夫の間に御座す。内侍所の御殿へ飛火来りて、内侍所より初めに炎上す。それより主上を守り奉りて、右の通りに常の御輿に召され、内侍所を先に立て、白川照光院へ行幸なり。下間、今日小番ゆゑ、御供より直ぐに白川に宿をするなり。仙洞には吉田へ御幸なり。新院、女院は岩倉へ御幸なり。女御御方は清■院殿へ御出なり。禁中、院中、残らず炎上し、公家も大方火事に遭ひ候ふなり。焼く所は、禁中、同じく女御御方、新院御所、仙洞、女院殿も。公家衆は、二条関白殿火元なり。その外、九条殿、阿野殿、廣橋殿、鷹司殿、九条太閤殿、西園寺殿、花山院殿、大炊御門殿、白川殿、西洞院殿、鷹司殿後室、中ノ御門殿、東坊城殿、廣橋弁殿、花町殿御屋敷、一もん殿、飛鳥井殿、八条殿、川鰭殿、清閑寺殿、鷺尾殿、竹屋敷、藪殿、中院殿、野宮殿、青蓮院殿、難波殿屋敷、清閑寺一位殿、積善院殿、滋野井殿、竹内殿、樋口殿、土御門殿、大聖寺殿、久我殿、大覚寺殿、富小路殿、千種殿、三条西殿、持明院殿、妙法院殿、清水谷殿、柳原殿、園殿、桂殿、櫛笥殿、庭田殿、聖護院殿、しやがう殿、大外記正親町殿、甘露寺殿、葉室殿、万里小路殿、中山殿、転法輪殿、三条殿屋敷、今城殿、松木兵部、速水長門、五條殿屋敷、菊亭殿屋敷、御室の里、安禪（泉）寺、竹内殿、柳原殿、岩倉殿、転法輪左府殿、正親町三条殿、大夫の御局、官務、四条殿、難波殿屋敷、仙洞御葉屋、はくひけん、愛宕殿、高倉殿、陽徳院殿、裏

辻殿、土佐の御局、梨木町、残らず。藪大納言殿、四辻殿屋敷、梶井殿、橋本殿、清閑寺殿、松木殿、四条殿屋敷、姉小路殿、れんせん殿、花園殿、中院殿屋敷、速見越中山かた衛門尉、辻伯耆の守上将監、七条殿、野宮殿屋敷、六条殿、此外六、七軒も知れず。寺町通南は百万遍より八条殿町、東西二町、今出川通、東西三町、この間、梅園殿女院の御長屋残らず。塔の壇東西南北四丁四方、右門常照院殿、倉橋殿、大方この分なり。

(後略)

事務的な仕事を片付けた当該日記の記主今出川公規(当時二十四歳。従三位で権中納言)は、二条関白光平(一二二五～一二八二)邸から出火したとの一報を受け、後水尾院(一二九六～一三八〇)が住まう仙洞御所にお見舞いに行こうと身支度を調べ、道に出たが、火が禁中へ近づいているように見えたので、先ず参内した。後掲【表2】の内裏・公家屋敷の地図によると、菊亭家の住まい「菊亭殿」は内裏(禁中。【表2】①)の西側にあり、火元から北東に燃え広がった火災の難は結果的に免れている。家を出た公規は、おそらく道を南下し、南東の方角にある仙洞(【表2】④)を目指したが、道を東に折れた際に、火元の二条関白邸(【表2】⑥)から、今にも内裏(【表2】①)に火が燃え移ろうとしている様を目の当たりにし、仙洞ではなく、内裏に参内することにしたのであろう。人々が右往左往する中、清涼殿の後西天皇(一二三七～一三五)のもとに辿り着く。天皇は内裏から見て北に位置する八条殿(【表2】②)に避難することになり、神璽、宝剣、御産の御剣といった皇室伝来の宝物を常用の板輿に乗せた。天皇は行幸の際の正式な乗物である鳳輦には乗らず、形式として用意した空の鳳輦の陰の板輿に乗り、まず八条殿に行幸する。お供の衆は、右大臣徳大寺公信(一二〇六～一三八四)、左大臣花山院定好(一二九九～一六七三)、その息花山院定誠(一二四〇～一二七四)と、十四、五人ほどの公家衆であった。突然の行幸であったので着の身着のまま、ある者は正式な冠装束、

ある者は烏帽子、ある者は上下、ある者は白衣を着するという状況であった（公規自身は烏帽子）。無事に行幸を終えたが、結局禁中に火は移らず、禁中は堅固であるからといって、還幸することになった。この間、常御殿の北側西寄りにあつた御三間に、箏四張、和琴一張があつたのを、小倉実起（一六二二〜八四）が出してきたので、まず文庫に入れた。天皇は諸大夫の間に御座し、ひとまず落ち着いたかのように見えた。しかし、内侍所の御殿に火災からの飛び火があり、炎上した。そこで天皇を守りながら先の行幸と同じように準備を整え、天皇は常用の板輿に乗り、白川照光院に行幸した。公規は禁裏小番であつたので、お供の後そのまま天皇に従い白川に宿直した。後水尾院は吉田へ御幸し、明正院（一六二四〜九六）、東福門院（一六〇七〜七八）は岩倉へ御幸、女御御方も避難した。内裏、仙洞、残らず炎上し、公家も大方が火事に遭つた。——内裏や仙洞、公家屋敷の詳細な被害の状況は、本文が示す通りである。

江戸時代、内裏は六度の火災に見舞われ、その都度再建されている。この時火災に遭つた内裏は、江戸時代の内裏を初めて襲つた承応二年（一六五三）の火災の後、再建されたものである。^{（注4）}

万治四年（一六六一）の火災による内裏公家町罹災については、『忠利宿禰日次記』^{（注5）}や『統史愚抄』^{（注6）}によつても詳細が知られる。しかし本記事は、禁中に慌ただしく駆けつけ、刻々と火の手が迫る緊迫した状況下で、天皇を避難させる様子を具体的かつ生々しく語る記録として貴重である。天皇を板輿に乗せた行幸や、箏、和琴を火災から守るために移動させたことなどは、管見の限り他の記録類には見えず、まさに間近で見届けたか、実体験した者だけが知り得る情報と言える。御三間にあつた箏四張、和琴一張を、天皇の蔵書や道具類を収める「禁裏文庫」に移したという記述は、拙稿で既に述べたことでもあるが、公規が琵琶を家業とする音楽の家「菊亭家」の当主であり、禁裏の楽器・楽書の出納、管理に携わつていたことと大いに関係している。^{（注7）}この行動からも、公規の「禁裏文庫」への関与が裏

付けられるのである。

さらに『公規卿記』では、罹災した公家屋敷についても詳細に記している。後掲【表1】に『公規卿記』『忠利宿禰日次記』『続史愚抄』それぞれに見える罹災した公家屋敷等を示した(判明した家主については、『公卿補任』によって官位、氏名、年齢などを示した)。

罹災した内裏、仙洞、公家屋敷や寺院等の記載は、『忠利宿禰日次記』が最も多く、次いで『公規卿記』となる。しかし『忠利宿禰日次記』に見えない公家屋敷も『公規卿記』や『続史愚抄』に記載があるなど、三つの史料を合わせ読むことによって、当時の状況や被害の実態がより鮮明になるのである。

そこで、『公規卿記』『忠利宿禰日次記』『続史愚抄』に見える罹災した公家屋敷等を、万治四年(一六六二)以前と比較的近い時期の承応三年(一六五四)に開板された『新板平安城東西南北町并洛外之図』(北山修学寺村無庵刊。注8)の上に示した(後掲【表2】)。煩瑣となるため『新板平安城東西南北町并洛外之図』に記された文字表記は消去し(「菊亭殿」の表記は残した)、土地の境界を示す線のみ残した。内裏や公家屋敷の番号は【表1】による)。

火元の二条関白邸(【表2】⑥)から見て、周囲の第宅および北東の方角の公家町がほぼ壊滅的に罹災しており、被害の大きさを物語っている。『忠利宿禰日次記』では「坤風強、良方へ焼。」と見え、南西の風が強かったため、火元から北東に燃え広がったとしている。その具体的な有り様が、地図上に示すことでより明確になる。

なお、『公規卿記』に見える「一もん殿」「しやがう殿」「はくひかん」などの正式名称や位置については不明である。また、『公規卿記』などに名が見えるものの、位置が明確でない第宅も多いほか、承応三年(一六五四)刊の『新板平安城東西南北町并洛外之図』に示された家主と万治四年(一六六二)の史料に示された家主とは、移動、入れ替えなどで変化している可能性があり、精査が必要であろう。今後の課題である。

専修大学図書館蔵『公規脚記』の当該記事は、京都大学附属図書館や東京大学史料編纂所に蔵される『公規脚記』の伝本では欠けている年次のものである。内裏公家町罹災の具体的かつ詳細な記述は、歴史研究の上でも非常に重要なものであることは言を俟たないであろう。専修大学図書館蔵「菊亭文庫」中にはこうした貴重な史料が数多く含まれている。さらに調査、研究を進めたい。

〔注1〕 拙稿「専修大学図書館蔵「菊亭文庫蔵書目録」解題ならびに翻刻」(一)～(三)〔専修国文〕第七六～七八号、二〇〇五年一月、九月、二〇〇六年一月)、「専修大学図書館蔵「菊亭文庫蔵書目録」書名索引(稿)」〔専修国文〕第八〇号、二〇〇七年一月)。二〇〇四～二〇〇六年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)「菊亭家の蔵書に関する総合的研究」、二〇〇八～二〇一〇年度科学研究費補助金若手研究(B)「菊亭家とその蔵書に関する研究」(田中幸江)。

〔注2〕 拙稿「今出川公規と禁裏の楽器、楽書について―専修大学図書館蔵『公規公記』の記事から―」(磯水絵編『論集 文学と音楽史―詩歌管絃の世界―』、和泉書院、二〇一三年六月)。なお、この論文中の注(13)で、参考論文として挙げた「近世の禁裏小番について」の執筆者名に誤りがあった。正しくは本田慧子氏である。関係各位に伏してお詫び申し上げる。

〔注3〕 拙稿「江戸期の菊亭家当主の日記『公規公記』について―今出川実種による蔵書整理と書写活動―」〔専修国文〕第九〇号、二〇一二年一月)

〔注4〕 江戸時代に内裏を襲った災害と、その後の再建については、冷泉為人「公家町の災害と防災―内裏(仙洞・大宮)御所をめぐって―」(立命館大学・神奈川大学二十一世紀COEプログラムジョイント・ワークショップ「歴

史災害と都市―京都・東京を中心に―」報告書、二〇〇七年二月）にまとめられている。

〔注5〕 東京大学史料編纂所大日本史料総合データベースによる。

〔注6〕 『新訂増補国史大系』第十五巻による。

〔注7〕 〔注2〕 論文。

〔注8〕 大塚隆編『慶長 昭和 京都地図集成』一六一―（慶長一六）年―一九四〇（昭和一五）年（柏書房株式会社、一九九四年六月）。本図の解説に、「前年（承応二年…引用者注）七月に内裏公家町が炎上し、その後の造営作事が刊行の契機とみられる。」とある。

〔付記〕 資料の翻刻掲載をご許可下さいました専修大学図書館に心より御礼申し上げます。

【案1】罹災した内裏・公家屋敷一覧

公卿御記		歴史愚抄		公卿補任 (万治4年 (1661))	
①	養中 (*後西天皇)	養裏	養裏 (土御門里内)		
②	女御御方	女御			
③	新院御所 (*明正院)	新院	新院御所 (中御門院地軸)		
④	御前 (*後水尾院)	御前	法皇御所 (土御方)		
⑤	女院殿 (*東福門院)	女院	女院 (在御所 (下御所))		
⑥	二条四白殿	二条殿	関白 (光孝。二條。父: 丹波親成(連)同生(兼))		
⑦	九条殿	九条大内殿			
⑧	阿野殿	阿野大納言	阿野前大納言 (公業。息同居)		
⑨	藤橋殿	藤橋一位	藤橋一位 (兼實。孫同臣)		
⑩	藤司殿	藤司殿	前左大臣 (教吉。藤司。息同居)		
⑪	九条大内殿	九条大内閣御所	九條前関白 (幸家。孫同居)		
⑫	西園寺殿	西園寺五位右衛門			
⑬	花山院殿	花山院前右衛門	前右大臣 (定好。花山院。孫同居)		
⑭	大炊御門殿	大炊御門内侍	前内大臣 (経孝。大炊御門。息同居)		
⑮	白川殿	白川三位	白川二位 (雅隆) / 伯三位 (雅喬。白川)		
⑯	西洞院殿	西洞院左納言	少納言時成朝臣 (西洞院)		
⑰	藤司殿後室	准后御所	准后清子内親王 (藤司殿圓白信前室)		
⑱	中ノ御門殿	中御門宰相	中御門前大納言 (寛順。息同居)		
⑲	東坊城殿	東坊城宰相	管宰相 (知長。東坊城。息同居)		
⑳	置備弁殿	置備弁	藏人左少弁貞光 (置備)		
㉑	花町殿 (※未詳)	花町殿	花町殿 (主上元御所)		
㉒	一も人殿 (※未詳)				
㉓	飛鳥井殿	飛鳥井中塔 (*飛鳥井雅直)	飛鳥井前大納言 (雅直。息同居)		
㉔	八条殿	石薬師中塔 (*未詳)			
㉕	川崎殿	川崎中塔?	川崎三位 (基秀。息同居)		
㉖	清閑寺殿	清閑寺大納言	清閑寺前大納言 (共綱。父一位共房別居。免災敷)		
㉗	鸛尾殿	鸛尾大納言	鸛尾前大納言 (隆重。息同居)		
㉘	竹屋殿	竹屋三位	竹屋三位 (光久)		
㉙	藪殿	藪中納言	藪前中納言 (朝孝)		
㉚	中院殿	中院左少將	源大納言 (通茂。中院)		
㉛	野宮殿	野宮少將			
㉜	青蓮院殿	青蓮院宮里坊			
㉝	難波屋敷	難波屋敷			
㉞	清閑寺一位殿	清閑寺一位			

関白從一位 (二條) 藤原光平 (三十八 氏長者) / 前左大臣從一位 (二條) 藤原兼通 (五十五) 前摂政
 権大納言正二位 (九條) 藤原兼時 (二十一) 左大將
 前権大納言正二位 (阿野) 藤原公業 (六十三)
 前権大納言從一位 (藤橋) 藤原兼實 (六十七)
 前左大臣從一位 (藤司) 藤原教平 (五十三) / 内大臣正二位 (藤司) 藤原房輔 (二十五) 五月廿三日辞退。右大臣六月八日任
 前左大臣從一位 (九條) 藤原幸家 (七十六) 前関白
 前右大臣從一位 (西園寺) 藤原実朝 (六十一) / 左大臣從一位 (花山院) 藤原定好 (六十三) 五月廿四日転 / (定好次男) 非前内大臣正二位 (花山院) 藤原定誠 (二十二) 正月五日叙。左中將如元。
 前内大臣從一位 (大炊御門) 藤原経孝 (四十七) / 権中納言從三位 (大炊御門) 藤原経光 (二十四)
 非参議從二位 (白川) 源雅隆 (七十) / 非参議正三位雅喬王 (四十二) 神祇伯
 前権大納言正三位 (中御門) 藤原重順 (四十九) / 参議從三位 (中御門) 藤原實隆 (三十七) 左大弁。白馬外弁 (雜事能。兼朝)
 参議正三位 (東坊城) 菅原知長 (四十一) 文庫博士。四月十三日兼任式部大輔。元日外弁 (御酒朝使。宣命使)
 前権大納言正二位 (飛鳥井) 藤原雅章 (五十一) 武家伝奏
 非参議正三位 (河津) 藤原基秀 (五十六)
 前権大納言正二位 (清閑寺) 藤原共綱 (五十)
 前権大納言正二位 (鸛尾) 藤原隆量 (五十六)
 非参議從三位 (竹屋) 藤原光久 (三十七)
 前権中納言正三位 (藪) 藤原朝孝 (四十三)
 権大納言正三位 (中院) 源通茂 (三十一)
 内大臣從一位 (清閑寺) 藤原共房 (七十三) 五月廿三日任。七月廿四日辞退。同廿八日樂。号清閑院。

⑤8	積善院殿	積善院土坊			
⑤9	滋野井殿	滋野井菩提院	滋野井三位(教殿・息同居)		非参議從三位(滋野井)藤原教廣(四十二)
⑥0	行内殿	行内藤藏人	藤原左侍藤原盛信(行内)		非参議從三位(樋口)藤原信康(三十九)
⑥1	土御門殿	大聖寺殿	樋口三位(信康)		非参議從二位(土御門)安部泰重(七十六)八月十九日逝去。法名靈光
⑥2	大聖寺殿	大聖寺殿	大聖寺宮(法名入山)		權大納言正二位(久我)源廣通(三十六)右大臣。九月廿三日任内大臣
⑥3	久我行内殿	久我行内坊			
⑥4	大鏡寺殿	大鏡寺跡里坊			
⑥5	富小路殿	富小路兵部少輔	兵部少輔永貞朝臣(富小路)		前参議正三位(千種)源有能(四十七)
⑥6	三條西殿	千種前宰相	千種前宰相(有能・息同居)		前權大納言正二位(三條西)藤原実教(四十三)
⑥7	持明院殿	持明院前中納言	三條西前大納言(実教)		前權中納言從二位(持明院)藤原基定(五十五)正月五日叙正二位/藤原基時
⑥8	妙法院殿	妙法院里坊	持明院前中納言(基定・息同居)		
⑥9	清水右殿	清水右前大納言	清水右前大納言(実任)		前權大納言正二位(清水右)藤原実任(七十五)
⑦0	柳原殿	柳原大納言	柳原大納言(基福)		權大納言從二位(柳原)藤原實行(四十二)正月五日叙正二位。四月一日辭退
⑦1	掛殿	挂前少将	藤原右中守昭房朝臣(挂・若與他人同居歿)		權大納言從二位(園)藤原基福(四十一)
⑦2	藤田殿	藤田中將	同(左少将)藤原(藤田)		
⑦3	聖護院殿	庭田中將	左中將雅純朝臣(庭田・息同居)		
⑦4	シヤがう殿(*未詳)				
⑦5	大外記正親町殿	大外記			
⑦6	甘露寺殿	甘露寺弁	權右少将方長(甘露寺)		權大納言正二位(樂宗)藤原頼業(四十七)
⑦7	業室殿	業室大納言	業室大納言(頼業・息同居)		参議從三位(方里小路)藤原雅房(二十八)正月五日叙正三位
⑦8	中山小路殿	中防東方里小路宰相	方里小路宰相(雅房)		權中納言正二位(中山)藤原英親(三十五)十二月廿四日任
⑦9	山里殿	二階町西側中山前宰相	中山前宰相(英親)		
⑧0	三條殿屋敷	転法輪前内侍			
⑧1	今城殿	今城中将(*今城定淳)	左大臣(実秀・三條) / 三條前内大臣(公直・息同居)		左大臣從一位(三條)藤原實秀(六十四)四月一日辭退 / 前内大臣正二位(三條)藤原公直(四十二)
⑧2	依木兵部	依木兵部	今城中將(為尚・息同居)		前權中納言從二位(中山冷泉)藤原為尚(五十八)
⑧3	五條殿屋敷	連水長門			参議正三位(五條)菅原為庸(四十三)式部権大輔。大平頭。元日外弁(雜事能)
⑧4	菊亭殿屋敷	菊亭院屋敷			
⑧5	御室の里(安泉寺)	仁和寺宮里坊			
⑧6	安禪寺	安禪寺			
⑧7	竹内殿				
⑧8	柳原殿	柳原大納言義彬之坊藏	岩倉三位(具家)		非参議從三位(岩倉)湖具家(三十二)
⑧9	岩倉殿	岩倉山坊			
⑨0	転法輪右左殿	転法輪左大臣殿			

85 万治四年（一六六一）内裏公家町火災について

①	正親町三冬殿	正親町三條前宰相(実昭、息同居)	正親町三條前宰相(実昭、息同居)	前参議従三位(正三條)藤原実昭(三十八)
②	大夫の御局	大夫典侍局		
③	自務	左中將隆吉朝臣(四條)		
④	四条殿	左少将宗暹朝臣(難波)		
⑤	難波殿屋敷			
⑥	仙酒御薬屋			
⑦	はくひかん(*未詳)			
⑧	安宅殿			
⑨	高倉殿	高倉前中納言	左少将通福朝臣(安宅) 高倉前中納言(来致。父前大納言永徳別居。免災職) 陽徳院宮(大聖寺先住。法名説外)	前権中納言(高倉)藤原永致(四十七)
⑩	陽徳院殿			
⑪	基江殿	基江中將	右中將実景朝臣(基江)	
⑫	土佐御局			
⑬	数大納言殿			
⑭	四辻殿屋敷	四辻大納言屋敷	四辻前大納言(公理、息同居)	前権大納言正二位(四辻)藤原公理(五十二) / 権中納言正三位(四辻)藤原季實(三十一)
⑮	梶井殿	梶井宮里坊		
⑯	橋本殿	梨木町実橋本前中納言	橋本中納言(実村、息同居)	前権中納言従二位(橋本)藤原実村(六十四)
⑰	清原寺殿	清原寺中納言	清原寺中納言(宗房)	権中納言正三位(清原寺)藤原実房(二十九)
⑱	松木殿	松木中納言	松木中納言(宗隆)	権中納言正三位(松木)藤原宗隆(三十七)十二月廿四日任権大納言
⑲	四条殿屋敷			
⑳	姉小路殿	姉小路殿中將	侍従公暉(姉小路)	
㉑	れんぜん殿(*未詳)			
㉒	花園殿	花園三位	花園三位(実徳)	非参議従三位(花園)藤原實徳(三十三)正月五日叙正三位
㉓	中院殿屋敷	中院殿屋敷		
㉔	速見越中山かた衛門尉			
㉕	辻伯耆守上將監	今城中將兼染入辻伯耆	同(左中將)隆豊朝臣(七條)	
㉖	七条殿	七条中將	左少将定輔朝臣(野岳)	
㉗	野宮殿屋敷		源中納言(有和、六條)	権中納言正三位(六條)源有和(三十九)
㉘	六条殿	六条中納言		
㉙	椿園殿女院長屋			
㉚	右門常照院殿			
㉛	倉藤三位	倉藤三位(泰吉、息同居)		非参議正三位(倉藤)安泰吉(六十三)
㉜	看橋殿	親王	備皇親王御所(同前(下御所)、池南方)	
㉝		南御所		
㉞		三位局屋敷		
㉟		中防遣四道直親町大納言	正親町前大納言(実徳)	前権大納言従二位(正親町)藤原実徳(四十三)
㊱		小一奈良局		
㊲		一对局(*兼室宮子)		
㊳		榊小路御局		
㊴		一兼院宮里坊		
㊵		松寿院殿		
㊶		正親町大納言屋敷		

15		岩橋友古		
16		本光院	本光寺尼	
17		一乘院開拓子御所		
18		養徳院殿		
19		二階町東蓮藏光院		
20		眞■兵部		
21		二名御后		
22		白川一位		
23		■岩少将		
24		梨木町西蓮水長門屋敷		
25		北西山形■■■		
26		六条中納言萬法華寺殿	慈受院禪尼法華寺里坊	
27		東人土越後		
28		堀小路後室		
29		羽田平兵衛		
30		四条中守基長各三位屋敷		
31		高倉前入納言		前藤大納言二位(高倉)藤原水鏡(七十二)
32		豐正式部		
33		高橋雅兼		
34		西二条屋敷		
35		理性院里坊		
36		速水右近		
37		三笠院殿里坊		
38		下谷泉少将		
39		染入民権		
40		内■		
41		覚性院殿		
42		中院隠居		
43		四十七人納言		
44		西郊■■■■		
45		待松殿		
46		大徳院殿里坊		
47		竹屋町入系殿隠居		
48		葉室屋敷		
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

■は判読不能の文字。(*)の注記は本文にはないので、私に付した。なお、「忠利宿禰日次記」「繪史異抄」にはこの他にも罹災した寺院の記述もあるが(前者には18ヶ寺、後者には2ヶ寺)、類項になるため割愛した。

